



春 満 開

山形小学校のシンボルの枝垂れ桜が満開になりました。樹齢130年を超える大樹です。この場所で、どれほど子どもたちの成長を見守ってきたのでしょうか。

この日も休み時間になると、児童が元気に桜の周りを走り回り、お散歩で訪れた保育園児も見事に咲いた桜を見上げていました。守りたいふるさとの風景です。

- 平成29年度 ココが変わります………2
- 軽自動車税の減免について………3
- 区役員のご紹介………4
- 下水道使用料の改定………6
- 国民年金保険料の免除申請………8

村のうごき (4月1日現在総人口)

人口=8,780人(前月比+13)／男=4,355人(前月比+2)／女=4,425人(前月比+11)／世帯数=2,999世帯(前月比+12)

平成29年度 ココが変わります

4月の村議会臨時会で議決され、今年度の村からの助成等が変わります。

◆お問い合わせ 総務課 ☎98-3111

中信地域町村交通災害共済の加入

おひとり年額300円（中学生以下は100円）で加入できる交通災害共済ですが、全村民の方の掛金を村で全額負担し、加入手続きを変更します。

- ・任意の加入
- ・中学生以下の掛金は村費で負担
- ・連絡班内で安協役員による掛金の集金

- ・全村民の方が加入
- ・全村民の掛金を村費で負担
- ・安協役員による掛金の集金はありません

スカイランドきよみずの宿泊助成

村内にお住いの中学生以上の方を対象としたスカイランドきよみずへの宿泊助成の金額が変わります。

1泊
4,000円

1泊
5,000円
(1年に1回)

身体障害者手帳等をお持ちの方は、1泊7,000円、日帰りを使用する場合も2,000円の助成があります。



アルピコ交通路線バス山形線の運賃助成



山形線の路線バスをより多くの方に利用してもらうため、回数券及び定期券購入額に対する助成の補助率が変わります。

片道500円を
超えた額

片道運賃を基準に
2分の1

小型除雪機の購入補助

区または連絡班等で小型除雪機を購入した場合の補助金を交付していますが、補助率が変わります。

購入額の
10分の3

購入額の
2分の1
(上限50万円)

森林の機能回復と環境保全のために！

雨水による森林被害回復費用の一部を補助します

平成28年1月末に発生した雨水による森林被害（雨水害）は、カラマツ、アカマツを中心に甚大な被害をもたらしました。そこで、村では平成29年度から平成30年度までの2年間に限り、被害に遭った森林を整備するために要する経費に対し、一部を補助します。

補助対象者及び対象事業

- ①村内山林で雨水害を受けた森林を所有又は管理する個人または団体が、村内において行なう倒木整理や危険木除去作業等を業者に委託して行なうこと。
- ②雨水害の復旧を目的とした他の森林整備事業の実施箇所でないこと。
- ③雨水による被害であることが現地状況で確認できること。
- ④危険回避や景観整備の効果が認められる森林整備事業であること。
- ⑤村税等を滞納していないこと。
- ⑥同一年度内に同一申請者の申請は1回限りとする。



補助内容

補助対象事業に要する経費のうち、村長が適当と認めるものの10分の7以内（千円未満切捨て）

今年度申請期間

平成29年5月1日～平成30年2月28日までとし、平成30年3月31日までに完了する事業を対象とします。

◆お問い合わせ 産業振興課 ☎98-5664

防災行政無線の

本格運用を開始しました

防災行政無線とは？

屋外拡声子局（屋外スピーカー）を通じて、緊急・災害情報などを的確かつ迅速に村民の皆さまに伝達する防災設備です。村内21か所に屋外スピーカーを設置しました。

放送内容

緊急放送

火災情報・Jアラート・防災、災害情報・有害鳥獣の出没情報・行方不明者の捜索協力依頼・そのほか村民の皆さんに緊急にお伝えすること。

+

定時放送

機器が正常に動作しているか確認するため、毎週水曜日の正午に唱歌「ふるさと」のメロディを約1分間放送します。

放送が流れたら

・地震発生時や、大雨などの天候に大きな変化がある場合には、防災行政無線の放送に注意をしてください。
・避難をする場合には、ご近所で声を掛け合っ
て避難してください。

放送を聞き逃したら

テレホンサービス（☎87-6770）により内容を確認できます。

有線放送はどのようになる？

これまでどおり放送されます。宅内の告知放送受信機でも緊急放送を聞くことができます。

お問い合わせ

総務課

☎98-3111



▲防災行政無線室内

春の山火事予防運動について

春は、空気が乾燥している、降雨量が少ない、季節風が強く吹く、また積もった落ち葉が燃えやすい状態であるなど、山火事発生期の危険期です。

山火事が起きないように火の取り扱いには十分な注意をしましょう。



お問い合わせ

産業振興課

☎98-5664

軽自動車税の減免について

心身等に障がいをもつ方で、一定の要件を満たす方は申請により軽自動車税を減免しています。

対象者

- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳

をお持ちの方

※ただし、それぞれの手帳の等級によっては、対象にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

申請受付期間

納税通知書がお手元に届いてから、**5月25日(木)**まで
(5月26日以降の申請は受け付けできません。)

必要なもの

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・印鑑
- ・納税通知書
- ・運転免許証

なお、減免の対象は普通自動車、二輪車を含めすべての車両を通じて一人1台となります。ほかの車両で減免を受けていると、軽自動車税の減免はできませんのでご注意ください。

軽自動車税の納期限は、**5月25日(木)**です！

郵送した納税通知書（納付書）により、金融機関、役場 会計課で納付してください。

自動車税（普通自動車）の納期限は、**5月31日(水)**です！

自動車税は、コンビニエンスストアでも納付できます。







※自動車税についてのお問い合わせは、中信県税事務所 ☎40-1905



■お問い合わせ 税務課 ☎98-5663

区役員をご紹介します

〈敬称略〉

	上大池	中大池	小 坂	下大池	上竹田	下竹田
区 長	 中村 弘 (堤北) ☎98-2434	 清水 敏昭 (野際) ☎98-2998	 永田 晃 (堂村下) ☎98-3633	 倉科 喜和 (橋爪西) ☎98-2160	 百瀬 昇一 (宮村) ☎98-2586	 齋藤 英晴 (三夜塚) ☎98-3706
区 長 代 理	瀬川 久幸 (青木沢南)	山口 儀孝 (下村東)	中川 俊一 (山口)	大池 孝夫 (下大池下村)	小口 正 (上竹田中村)	鈴木 文明 (北中)
会 計	山口 修 (淀の内)	佐藤 和明 (野際東)	平沢 謙二 (中北沖)	奥原 真弓 (西沖)	田中 洋次郎 (四ツ谷西)	上條 和夫 (西下)

行政相談委員に 村上一壽さん

行政相談委員として活躍されている村上一壽さん(下竹田・南中)が、この度引き続き、総務大臣から委嘱されました。

「行政相談」とは、国の役所や独立行政法人及び特殊法人が行なっている仕事に関する苦情や意見・要望をお聴きして、その解決や実現を図るものです。この身近な窓口が行政相談委員です。

毎月開設している「行政心配ごと相談」の日程は、毎号最終ページでご案内しています。



- ◇情報係 山崎 優子
- ◇松本地方事務所へ派遣 大竹 伸弘
- ◇松本広域連合へ派遣 宮島 裕

- ◇企画振興係 中村 忠敬【係長(兼情報係長)】
- 大久保直美
- 秋田 洋美(県より派遣)

- ◇財政係 宮越 卓也【係長】
- 児玉 佳子

- ◇管財係 堀 智充【係長】
- 中村賢三郎
- ◇総務係 堀 雄大
- 清野 浩輔 田中 恵美
- 赤羽 孝之【課長】
- 中川 俊彦【課長補佐(兼総務係長)】

- 〔総務課〕
- 小林 好子【会計管理者】
- 上條 松美

- 〔会計課〕



本庄 利昭
(村長)

村長 本庄 利昭

役場庁舎

平成29年度
役場職務分担



落合 祥希
(戸籍係)

- ◇住民係 宮越 麻由【係長(兼環境係長)】
- 古畑 祥希
- 今井 祥太
- ◇環境係 今井 祥太
- ◇戸籍係 草間 浩哲【係長】
- 小林 瑞季 落合 祥希
- 塩原美智代【課長】

- 〔住民課〕



古畑 春花
(徴税係)

- ◇徴税係 住吉 治【係長】
- 古畑 春花
- ◇課税係 島田 真一【係長】
- 塩原 宇人 上條 美季
- 村田 鋭太【課長】

- 〔税務課〕



山崎 優子
(情報係)



秋田 洋美
(企画振興係)



清野 雄大
(総務係)

〔産業振興課〕

藤沢 洋史【課長】

中村 貞寿

〔課長補佐(兼農業振興係長 兼商工労政係長)〕

農業振興係 丸山 晃弘 上條 博之

◇観光係・林務係・耕地係

宮本 真彦【係長】

亀野 秀洋 両角 政寛

〔建設水道課〕

篠原 雅彦【課長】

古畑佐登志

〔課長補佐(兼建設建築係長 兼上下水道係長)〕

建設建築係 波多野 健 小原 拓也

◇上下水道係

山中 典吉【係長】

平沢 貴司 中原 雄大

〔議事事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局〕

旗町 通憲【事務局長】

神通川直美

いちいの里

〔保健福祉課〕

堤 岳志【課長】

藤沢ゆきみ【課長補佐(兼介護保険係長)】

福祉係 中村 光【係長】

齊藤 周治

◇介護保険係 藤澤はる香

◇地域包括支援センター係

三上 知子(保健師)【係長】

南澤 保徳(社会福祉士)

坂口 真美(非常勤)

◇保健対策係

五十嵐佳寿美(保健師)【係長】

澤地 幸子(保健師)

栗津原愉佑子(栄養士)

前田 琢也

仁科茉莉佳(保健師)
瀬川 美聡(保健師)



澤地 幸子(保健対策係)

子育て支援センター・ふれあい児童館・保育園

〔子育て支援課〕

百瀬 尚代【課長】

旗町多恵子【課長補佐(兼ふれあい児童館係長)】

◇子育て支援係

高山 恵美(保育士)

桐原 香織(保健師)

塩原 琴子

◇ふれあい児童館係

清水 明代(非常勤)

齋藤貴弥子(非常勤)

◇保育園

宮澤 寛徳【園長】

川上美知代

小野ひとみ

・未満児

上條 愛実

もも①組

もも②組

もも③組

小松 香純

座間 亮輔

藤本 幸代(臨時)

加藤 小弓(臨時)

松本 寛子

小林 幸子(臨時)

上條 美香(臨時)

中塚亜希子(非常勤)

廣島くみ子(臨時)

田中 省吾

三浦由貴子(臨時)

春日 智佳

・3歳児 たんぽぽ組

ひまわり組

ちゅうりっぷ組

・4歳児 あやめ組

ゆり組

あさがお組

・5歳児 すずらん組

すみれ組

りんどう組

管理栄養士 中原 美幸

給食 榎井 彰子(非常勤)

旗町 聖子(臨時)

中村みゆき(臨時)

百瀬 幸代(臨時)

萩原喜美江(臨時)

田村 恵子(非常勤)

久保田まみ(臨時)

堀内 貴義

赤地由佳利(臨時)

平出 絵理(非常勤)

井内 睦(臨時)

由比ヶ濱敬子(非常勤)

深澤 和子(臨時)

村田 明美

青木 寿代(臨時)

篠原ほづみ

清澤 育子(臨時)

小林 千紘

広瀬 義江(臨時)

木下 恵(非常勤)

高林 由紀(臨時)

堀内 貴義

赤地由佳利(臨時)

平出 絵理(非常勤)

井内 睦(臨時)

由比ヶ濱敬子(非常勤)

深澤 和子(臨時)

村田 明美

青木 寿代(臨時)

篠原ほづみ

清澤 育子(臨時)

小林 千紘

広瀬 義江(臨時)

木下 恵(非常勤)



堀内 貴義(ちゅうりっぷ)



松本 寛子(もも③)



小松 香純(もも①)

トレーニングセンター

〔教育委員会〕

根橋 範男【教育長】

上條 憲治【教育次長】

◇総務係 和田 和哉【係長】

◇学校教育係

佐々木洋幹(学校事務)【係長】

田中 美穂

◇社会教育係

上條 哲也【係長】

大島 幸子 大谷駿太郎

◎社会教育指導員・教育相談員

◎教育専門員 峯村 忠平(非常勤)

◎図書館司書 平林 昌廣(臨時)

◎図書館司書 百瀬恵津子(非常勤)

石川 弘美(臨時)



大島 幸子(社会教育係)



▲4月1日 辞令交付



山形村の下水道事業

下水道は、水道・電気・ガスと並び最も重要なライフラインのひとつとして、快適な日常生活に必要不可欠な役割を担っています。

山形村の下水道事業は供用開始から20年が経過しました。その間、一日も休むことなく順調に汚水処理を続けています。

維持管理の現状

下水道事業は、公共事業の中でも多額の資金を投じてきた事業で

す。財源は、国からの補助金と長期借入金に依存しており、初期投資に係る借入金の償還金額は20年経過してもなお年間3億円を超えています。また、汚水処理場や下水道管の維持管理に必要な経費は年間約1億円かかっています。

この膨大な経費は、下水道を利用されている皆様からの使用料だけでは賄うことができず、村の一般会計からの繰入金に依存しています。

供用開始から20年を過ぎた汚水処理施設や機器が老朽化し、また耐用期限を迎えているため、長期計画を立て更新を進めています。財源は国の補助金以外は借入金で賄うことになり、償還金額はさらに増大します。

下水道使用料の改定について

下水道事業は公営企業会計であり、独立採算を基本としています。

一般会計に過度に依存せず、安定した経営基盤を確立するために、経営管理や経費節減に積極的

に取り組んでいます。しかし、借入金に係る多額の償還金と維持管理費、加えて今後計画している更新工事など経営状況は大変厳しい状況です。

下水道使用料は、消費税の改定を除けば平成20年以降は据え置きました。過日の上下水道事業経営審議会で値上げの是非を協議した結果、これ以上の据え置きは後世に負担を押し付けることになるという意見で一致しました。

この結果をふまえ、4月の臨時議会で、基本料金100円と超過料金を1mにつき10円の値上げとする料金改定について審議いただき、議決されました。

この料金は、平成29年6月請求分から適用となります。

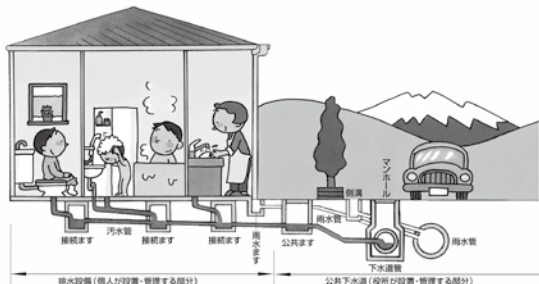
下水道を利用されている皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、上水道料金については据え置きとなっております。今後3年ごとに上下水道料金の見直しを行う予定ですので、ご協力をお願いします。

➤1か月当たりの下水道使用料(税込み金額) (単位:円)

区分	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
現行	1,836	3,672	5,616	7,668	9,828	21,708
改定後	1,944	3,888	5,940	8,100	10,368	22,788
差	108	216	324	432	540	1,080

※右の料金表をもとに計算された料金に消費税等相当額を加えたものです。(円未満切捨)



出展：社団法人 日本下水道協会

➤下水道使用料単価の改定前後比較表(税抜金額)

※基本料金が100円、超過料金が各階層1mにつき10円値上がりします。(単位:円)

区分	水量	料金		
		現行	改定後	
一般用	基本料金	10m ³ まで	1,700	1,800
	超過料金	10m ³ を超え20m ³ 以下	170	180
		20m ³ を超え30m ³ 以下	180	190
		30m ³ を超え40m ³ 以下	190	200
		40m ³ を超え50m ³ 以下	200	210
		50m ³ を超え100m ³ 以下	220	230
		100m ³ を超え300m ³ 以下	230	240
	300m ³ を超える	250	260	
一時使用	1m ³ につき	260	260	

上下水道料金早見表（下水道使用料改定後）

（水道料金は、口径13mmの場合の料金です。13mm以外の口径を使用している方は、別途お問い合わせください。）

（単位：円 消費税含む）

㎡	水道料金	下水道使用料	合計	㎡	水道料金	下水道使用料	合計	㎡	水道料金	下水道使用料	合計
1				26	6,112	5,119	11,231	51	13,267	10,616	23,883
2				27	6,399	5,324	11,723	52	13,554	10,864	24,418
3				28	6,685	5,529	12,214	53	13,840	11,113	24,953
4				29	6,971	5,734	12,705	54	14,126	11,361	25,487
5				30	7,257	5,940	13,197	55	14,412	11,610	26,022
6	1,695	1,944	3,639	31	7,543	6,156	13,699	56	14,698	11,858	26,556
7				32	7,830	6,372	14,202	57	14,985	12,106	27,091
8				33	8,116	6,588	14,704	58	15,271	12,355	27,626
9				34	8,402	6,804	15,206	59	15,557	12,603	28,160
10				35	8,688	7,020	15,708	60	15,843	12,852	28,695
11	1,965	2,138	4,103	36	8,974	7,236	16,210	65	17,274	14,094	31,368
12	2,235	2,332	4,567	37	9,261	7,452	16,713	70	18,705	15,336	34,041
13	2,505	2,527	5,032	38	9,547	7,668	17,215	75	20,136	16,578	36,714
14	2,775	2,721	5,496	39	9,833	7,884	17,717	80	21,567	17,820	39,387
15	3,045	2,916	5,961	40	10,119	8,100	18,219	85	22,998	19,062	42,060
16	3,315	3,110	6,425	41	10,405	8,326	18,731	90	24,429	20,304	44,733
17	3,585	3,304	6,889	42	10,692	8,553	19,245	95	25,860	21,546	47,406
18	3,855	3,499	7,354	43	10,978	8,780	19,758	100	27,291	22,788	50,079
19	4,125	3,693	7,818	44	11,264	9,007	20,271	150	41,601	35,748	77,349
20	4,395	3,888	8,283	45	11,550	9,234	20,784	200	55,911	48,708	104,619
21	4,681	4,093	8,774	46	11,836	9,460	21,296	250	70,221	61,668	131,889
22	4,968	4,298	9,266	47	12,123	9,687	21,810	300	84,531	74,628	159,159
23	5,254	4,503	9,757	48	12,409	9,914	22,323	350	98,841	88,668	187,509
24	5,540	4,708	10,248	49	12,695	10,141	22,836	400	113,151	102,708	215,859
25	5,826	4,914	10,740	50	12,981	10,368	23,349	450	127,461	116,748	244,209

下水道の正しい使い方を守ってください！



油などは流さないで

天ぷら油等は油が固まり下水管が詰まったり、下水処理に悪影響を与えるため下水道へ流さないでください。



危険物を流さないで

公共マスやマンホールへは、ガソリン・灯油や農業などの危険物を絶対に流さないでください。

トイレに異物を流さないで

水洗便器は流水部が曲がった構造になっているため、異物や水に溶けないものは流さないよう注意しましょう。



ディスポーザーは禁止

台所の生ゴミを粉砕して下水道に流すディスポーザーは下水道施設に悪影響を及ぼすため禁止しています。



知っていますか？

～マンホールのフタのデザイン～



山形村下水道のマンホールのデザインは、村の木「イチイ」と村の花「サツキ」をデザインし、自然豊かな美しい山形村を表しています。

各家庭から排出された汚水は下水道管を通して、終末処理場（ウォータール山形）へ集まります。汚水をきれいにしている微生物は、油・石油・ガソリン・塗料・薬品類が特に大の苦手なんです。

みなさんがルールを守らないと、微生物が死んで汚水処理ができなくなる重大な事故につながってしまいます。正しい使い方を守ってくださいね。

（※油類は、村の「ごみの分別辞典」の基準によって処理してください。）



お問い合わせ 建設水道課 ☎98-5667

山形村国民健康保険から医療費情報をお知らせします

●国保から医療機関等へ支払った金額（2月診療分）

48,794,671円（前年同月額：59,627,164円）

※この金額は療養給付費・療養費・高額療養費・精神給付の合計です。

必ず届けるものは

こんなとき		届け出に必要なもの	
加入国保に	職場の健康保険をやめたとき	マイナンバー 通知カード ※各手続きにおいて個人番号の記載が必要になります。	健康保険の喪失証明書(退職証明書)・印鑑
	職場の健康保険の扶養資格がなくなったとき		扶養資格喪失証明書・印鑑
喪失国保を	職場の健康保険に加入したとき		保険証(新・旧両方必要です)・印鑑
	職場の健康保険の扶養になったとき		在学証明書・印鑑
その他	就学のため村から転出する場合(山形村国保の保険証が転出先でも使用できるようになります)・保険証が破れた・汚れた・なくしたとき		使えなくなった保険証・印鑑

■お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

国民年金

保険料の免除制度があります



所得が少ないときや失業により保険料を納めることができない場合には、本人の申請により保険料の納付が免除される制度があります。

①免除申請（全額免除・一部免除）

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

☆過去2年まで遡って免除申請ができます。

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1か月前の月分）まで遡って免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

☆「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注1・2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。(平成21年4月以降免除期間)

○全額免除の場合 2分の1 ○半額免除の場合 8分の6
○4分の3免除の場合 8分の5 ○4分の1免除の場合 8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

◆お問い合わせ 役場住民課 ☎98-3112
松本年金事務所 ☎32-5821

平成29年度 高齢者肺炎球菌定期予防接種対象者のみなさんへ

定期接種の対象となるのは、原則今年度限りのため、希望する場合はこの機会を逃さないようにご注意ください。対象者の方には予診票が送付されていますので確認をお願いします。

【接種期間】平成29年4月1日～平成30年3月31日

【対象者】今まで一度も接種を受けたことがない方で、①か②に該当する方

①平成30年4月1日時点で

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方

②接種日において60歳以上65歳未満の方であって、

心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいや有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいや有する、身体障害者手帳1級をお持ちの方

【接種費用】2,000円（生活保護世帯の方は無料）

【場所】村内医療機関及び村外の医療機関でも接種できますので事前予約してください。



◆お問い合わせ 保健福祉センター いちいの里 保健福祉課 ☎97-2100

長野県高等学校等奨学金・遠距離通学費貸付金について

長野県では、向学心を有しながら、経済的理由により修学が困難な方に対して、長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費の貸与を行なっています。貸与された奨学金及び遠距離通学費は、卒業後返還することになりますが、この返還金は後輩奨学生への貸与に再び活用されることになります。

貸与を希望する方は、申込条件、返還方法等を十分理解した上で各高校へ申し込んでください。

1 貸与月額及び対象者

貸与月額	奨学金 公立：18,000円 私立：30,000円	遠距離通学費 通学費等の月額に10分の7を乗じた額（1,000円未満切捨て、上限26,000円）
対象者	保護者が県内居住者で、次の いずれか を満たす者 ・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・世帯収入が生活保護基準の1.5倍以下 ・一定の成績以上でかつ主たる家計者所得が基準以下の世帯	保護者が県内居住者で、次の 全て を満たす者 ・通学費が月額8,000円以上 ・主たる家計者所得が基準以下の世帯

●成績要件

- 1年生→中学の学習成績の評定平均値が2.6以上
- 2・3年生→評定平均値が2.4以上

●所得要件

例) 父・母・本人(公立高校)・弟(中学生)の4人家族の場合
→主たる家計者の給与収入が790万円以下

2 返還方法

高校卒業した年の翌年から、貸与期間の3倍に相当する期間内に口座振替または納入通知書により返還。

3 平成28年度貸与状況(8月末現在)

	新規申込人数	新規採用人数	総貸与人数
奨学金	公立	44名	178名
	私立	47名	193名
遠距離通学費	37名	34名	140名

お問い合わせ

県教育委員会事務局高校教育課 ☎026-235-7428

春期猫の繁殖制限助成



場示板

猫の適正飼育についての普及啓発を図り、飼育者の認識を高め、不幸な猫を増やさないことを目的として、不妊手術に對し助成を行ないます。

●応募期限

8月31日(木) (ただし、助成金が無くなり次第終了)

●受付場所

長野県動物愛護会松塩筑支部事務局 (松本合同庁舎内)

●助成金額

メス避妊5千円/オス去勢2千円 (1世帯につき1頭まで)

●お問い合わせ
松本保健福祉事務所
食品・生活衛生課 ☎40-1943

犬のワンでも相談(無料)

犬の飼育等に関する相談や苦情に対応するとともに、飼い犬の適正な飼養管理及びしつけ方の普及啓発を図るため、相談会を定期的に開催します。保健所職員、動物愛護推進員、獣医師、動物愛護会員が個別に相談に応じます。申し込みは不要です。開催当日、会場まで直接お越しください。

●開催日時

毎月第3木曜日 午後1時30分～3時
5月18日・6月15日・7月20日
8月17日・9月21日・10月19日
11月16日・12月21日・1月18日
2月15日・3月15日

●開催場所

松本合同庁舎
食品・生活衛生課 ☎40-1943

公共職業訓練6月生募集

●募集コース(7か月コース)
・CAD/NC技術科
・金属加工科
・電気設備技術科
・機械加工技術科 定員各15名

●募集期間

5月18日(木)まで

●選考日

5月24日(水)

●対象者

求職者(ハローワークに求職申し込みをされている方)

●受講料

無料(教科書・作業服等は除く)

●申込窓口

ハローワーク松本

●お問い合わせ

ポリテクセンター松本 ☎58-3392

防災だより (216)

松本広域消防局
山形消防署

火災予防の注意点

●松本広域管内火災発生状況
平成28年1年間の火災発生件数120件
このうち山形村内の火災発生件数2件

●平成28年松本広域管内での火災発生原因
1位 たき火18件
2位 こんろ13件
3位 放火(疑い含む) 9件

●消火器の正しい使い方
恐ろしい火災でも小さい火のうちは消火器で十分消火できます。ここで今一度、消火器の正しい使い方を確認しましょう!

①安全ピンを抜く
②ホースを火元に向ける
③レバーを強く握り放射させる

★ワンポイントアドバイス★
・消火器は炎ではなく火元をねらって放射しましょう。
・油鍋などに放射する際は鍋などがひっくり返らないように注意しましょう。
・消火器で消火できる目安は炎が天井に移るまでです。天井まで炎が移ったら早期に避難しましょう。

●住宅用火災警報器の電池交換のお願い
住宅用火災警報器は、火災を発見し、火災が発生したことを知らせる警報機器です。住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから約10年以上がたちました。そろそろ電池交換が必要なご家庭もあると思われます。ご家庭で日々の点検を行っていただき、作動確認をしましょう!!

●設置場所
・全ての寝室
・寝室のある階段の上端など

★台所にも万が一を考慮して熱式の警報器の設置をお勧めします。

松本広域消防局

山形消防署

☎98-4455



5月の生活ガイド

YCS 番組表

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

放送時間	月～土	6時35分、9時、10時、11時……23時まで毎時間	日	9時	12時	15時	18時	21時
日	月	火	水	木	金	土		
30	5/1 入園式特集	2 入学式特集	3 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	4 週刊・ニュース アーカイブ	5 ウィークエンド 情報局	6 ウィークエンド 情報局 (再)		
7 まるごと 一週間	8 おすすめ 小学校制作番組 「学校支援ボラン ティアの皆さんへ の感謝のビデオ」	9 サイエンス フロンティア21	10 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	11 週刊・ニュース アーカイブ	12 ウィークエンド 情報局	13 ウィークエンド 情報局 (再)		
14 まるごと 一週間	15 おすすめ 清水寺紹介番組 「慈眼山 清水寺」	16 信州のチカラ	17 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	18 週刊・ニュース アーカイブ	19 ウィークエンド 情報局	20 ウィークエンド 情報局 (再)		
21 まるごと 一週間	22 偉人たちの夢	23 アスリート 解体新書	24 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	25 週刊・ニュース アーカイブ	26 ウィークエンド 情報局	27 ウィークエンド 情報局 (再)		
28 まるごと 一週間	29 国税の窓	30 JA グリーンタイム	31 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	6/1	2	3		

男女共同参画

すべての人が輝くために 男女共同参画社会を実現しましょう!

男女が職場や家庭また地域でお互いを思いやりながら協力することで心豊かな社会(暮らし)が実現します。

男女共同参画社会とは、性別によって制約されることなくのびやかに暮らせる社会のことです。

山形村では平成25年度に第3次男女共同参画計画(平成26年度～平成30年度)を策定しました。

詳しくは、山形村ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

平成29年工業統計調査を 実施します



政府統計



工業統計キャラクター・コウちゃん

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は平成29年6月1日です。ご理解・ご協力をお願いします。

経済産業省・長野県・山形村

村税等納期限

5月25日(木)

固定資産税第1期、軽自動車税
上下水道料金

口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるように、また現金納付の方は、お手元の納付書により納め忘れのないようにしてください。

※税金、料金等の納付は便利な口座振替をご利用ください。

夜間窓口開設日

5月16日(火)・31日(水)

午後8時まで 出入口：正面玄関

業務内容

- ・戸籍・住民票の謄本及び抄本の発行
- ・印鑑登録、印鑑証明書の発行
- ・税金・各種料金等の納付
- ・所得証明書等の発行
- ・公函閲覧
- ・125cc以下のバイクの登録・廃車
- ・水道開閉栓の届出

行政心配ごと相談

5月22日(月)

時間：午後1時30分～3時30分

会場：保健福祉センター いちいの里
談話室